令和3年11月15日 相模原市発表資料

令和4年度「市政運営の基本的な考え方」の公表について

総合計画基本構想に掲げる将来像「潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまちさがみはら」の実現に向けた取組を進めるため、令和4年度の市政運営の基本的な考え方を別添のとおり定めましたので、お知らせします。

お問い合わせ先 市長公室総合政策部政策課 電話 042-769-8203

令和4年度「市政運営の基本的な考え方」

1 はじめに

本市が平成30年度に行った将来人口推計では、総人口は令和元年をピークに減少に転じ、年少人口や生産年齢人口も減少が続く見込みとなっている。このため、今後人口減少により生じる課題に備えるとともに、直面している少子高齢化の進行による年少人口や生産年齢人口の減少などの影響を踏まえながら市政運営を進める必要がある。

また、持続可能な行財政構造の構築に向け、本年4月に策定した「相模原市行財政構造改革プラン」(以下「改革プラン」という。)に基づき、新たなまちづくり事業等の選択と集中や既存の公共施設等の見直し等を進めていくこととした。

新型コロナウイルス感染症については、緊急事態宣言が9月30日を もって解除され、新規陽性患者数は一旦は減少したものの、感染再拡大 防止に向けて、引き続き感染防止対策の徹底が必要である。

我が国の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある中、持ち直しの傾向は維持しつつも、鈍化している。先行きについては、感染防止対策の徹底や、ワクチン接種が進む状況に加え、各種政策の効果や海外経済情勢の改善もあり、景気が持ち直していくことが期待されている状況となっている。

一方、社会活動の制約が長期にわたっていることなどから、収入や雇用を始めとした生活の様々な場面で影響を受け、厳しい状況に置かれた市民も多い実態があると考えられる。

市政運営に当たっては、こうした状況を勘案し、中長期的な展望を持つことが必要であるが、新型コロナウイルス感染症の影響のような想定外の突発的な事象にも的確に対応する必要があることから、今後3年間の事業計画を示したうえで、これを毎年度更新することにより、社会経済情勢の変化等に対応することを狙いとした、相模原市総合計画基本計画(以下「基本計画」という。)に係る実施計画の機能を担う「総合計画推進プログラム」(以下「推進プログラム」という。)を策定することとした。

このことを踏まえ、本訓令では、相模原市総合計画基本構想に定める本市が目指す将来像「潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまちさがみはら」の実現に向け、おおむね3年先を見据えた上での令和4年度における市政運営の方針を示すこととする。

各局区長等は、令和4年度の市政運営に向け、本訓令の趣旨を踏まえ

ながら、全市的な視点の下で、厳しい財政状況の中であっても創意工夫 と責任をもって、予算編成及び人材の活用と育成に向けた議論と検討を 進められたい。

2 市政運営に当たっての基本的視点

基本計画に定める施策の推進に係る基本的な方針を基に、各施策分野の共通的な基本的視点を次のとおり定める。各事業を推進するに当たっては、施策分野にかかわらず、これらの視点を持ちながら取り組むものとする。

[SDGsを踏まえた施策の推進]

国連において採択された、「2030アジェンダ」に掲げられた「持続可能な開発目標(SDGs)」は、国際社会全体の普遍的な目標であり、地方自治体は積極的に取り組む必要がある。

各施策の推進に当たっては、誰一人取り残さないSDGsの理念や目標を踏まえ、共生社会の実現や気候変動の対策など分野横断的な視点を持ちながら、多様な主体との連携・協働による総合的解決に向けた取組を進めること。

[シビックプライドの醸成]

市民や本市に関係する様々な人々が本市に対する誇り、愛着及び共感を持ち、まちのために自ら関わっていこうとする気持ちを持つことが、協働によるまちづくりの根幹となる重要な要素である。

こうしたことから、皆で担う地域社会の実現に向けた視点を持って 取組を進めるとともに、本市の活力や魅力の向上に資する取組を着実 に推進すること。

[改革プランの着実な推進]

改革プランに基づき、事業の選択と集中や既存公共施設の見直しに向けた取組等を進めるとともに、第2期(令和6年度から令和9年度まで)から実施する抜本的な改革内容の検討を進めるなど、持続可能な行財政運営構築の視点を持って事業の見直しを進めること。ただし、改革プランの進捗状況や財政状況を踏まえて実施可能な改革は、第2期を待たずに直ちに取り組むこと。

[ポストコロナのまちづくり]

世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の影響により、市 民の暮らし方、働き方が変容しており、施策の推進に当たっては、こ れまでと異なる視点でのアプローチも必要となることが想定されるこ とから、従来の事業手法に固執することなく、柔軟な見直しを検討す ること。

[自治体DXの推進による市民サービスの向上と事務の効率化]

少子高齢化が進行する中において、今後も行政サービスを継続するとともに更なる市民サービスの向上と事務の効率化を図っていくためには、自治体DX(デジタル・トランスフォーメーション)の取組は必要不可欠である。新規事業を検討する場合はもとより、既存事業を推進する場合においても、様々な課題の解決や新たな価値を創出するため、デジタル技術やデータの活用等を検討すること。

[顕在化する気候変動の影響への対応]

近年、本市においても短時間強雨や局地的な豪雨による浸水被害が 発生するなど、気候変動の影響が甚大な自然災害として顕在化してお り、こうした状況を踏まえ、令和2年9月に指定都市として初の「気 候非常事態宣言」を表明したところである。

気候変動の影響は誰もが直面する危機であることを市全体で共有するとともに、日常の備えや地球温暖化対策の推進といった観点からの取組を検討すること。

3 重点的に取り組む分野

総合計画では、基本構想に掲げる6つの目指すまちの姿の実現のため、47の施策分野に取り組むこととしている。令和4年度はこれらの施策分野のうち、人口減少、少子高齢化が進行する中においても将来にわたり市民が安心して暮らせる社会の実現に向け、少子化対策、雇用促進対策、中山間地域対策の分野横断的に取り組む3つのテーマの推進に特に資する施策分野を重点的に取り組む分野と定め、次に定める取組の方向などへの資源の集中を図るものとする。

【想定される取組の方向】

- 市内在住の子育て世帯の満足度向上に向けた取組や、子育て世代を 含む転出超過世代の移住・定住に向けた取組の推進
- 産業分野の成長促進や起業支援等による雇用の場の創出や、就労支援等の多様で安定した雇用の確保
- 中山間地域における暮らしや利便性の維持、地域資源を活用した交流・関係人口の増加に向けた取組の推進

なお、改革プランにおいて、今後財政運営上「本市が特に重点的に力を入れる分野」と「本市の個性を生かす分野」を検討・意思決定する予

定であることから、重点分野は改革プランの検討状況等に応じ見直す。

4 令和4年度の事業を検討するに当たっての留意事項

令和4年度に向けては、市民の安全・安心に関する取組や公共施設の 長寿命化に関する取組など基礎自治体として真に必要な継続的・経常的 事業の実施は担保した上で、並行して検討を進める推進プログラムを踏 まえながら予算編成等を行うものとする。

また、長期化する新型コロナウイルス感染症の市政運営に対する影響は不透明であるが、引き続き社会経済情勢の動向等を注視しながら、感染防止対策と市民のくらし・経済活動の維持との両立に向けた取組は進める必要がある。

令和3年度当初予算の編成においては、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な市税収入の減少が想定されたこと等から、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度市政運営の考え方」(令和2年相模原市訓令第23号)に掲げた「新型コロナウイルス感染症対策緊急シフト」において、新規・拡充事業の一時凍結や事業の見直しを行い、感染症対策や新しい日常を踏まえた対応を第一として取組を進めることで、一定の成果を上げてきたところである。

また、令和9年度までに多額の歳出超過が見込まれていることや、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることなどを踏まえると、引き続き、その影響を注視しつつ、改革プランに基づく取組を着実に進めていくことが重要となっている。

一方で、このような状況下にあっても、市民ニーズを的確に反映し、時勢への柔軟な対応を図り、目指すまちの姿の実現に向けた取組を進める必要がある。このためには、既存事業をリニューアルして新たな取組を実施することを原則としながらも、特に重点的に取り組む分野を中心に、その効果などを十分に見据えながら、新たな取組を積極的に検討することとする。

また、本年5月に改定した相模原市人材育成基本方針に基づき、様々な社会課題を主体的に受け止め、変化の速い社会経済情勢を敏感に捉えるとともに、柔軟な発想で将来を見据え、改革意識を持って事業を推進することができる、未来想定思考で自律的に動く職員の育成に取り組むこととする。